(3)　指針の計算式による廃棄物等の排出量の算出方法

設置者は、建物内の小売店舗から排出される廃棄物等（小売業の事業活動に伴い排出されるものであって再資源化可能なものを含む。以下同じ。）に係る保管・運搬・処理に関し、周辺地域の生活環境の保持の観点から適正な配慮を行わねばならない。設置者は、廃棄物等の処理等について、廃棄物等に関連する法令、大規模小売店舗が所在する地方公共団体の条例及び関連施策の趣旨、内容を十分考慮し、適切に対応しなければならない。

設置者は、廃棄物等が処理され、又は、処理のため搬出されるまでの間、廃棄物等を適切に管理し散乱等を防止するとともに、周辺に悪臭の問題や衛生上の問題が生じないよう配慮することが必要である。その際、特に、飲食店が併設されている場合においては、生ごみ等の発生が見込まれるが、一部地方自治体で定められている条例によると、飲食店における廃棄物の一般的な排出量原単位は、0.20kg/㎡であるので、これを参考としつつ、保管容量を確保する必要がある点に留意すべきである。

設置者は、下記に分類する廃棄物等の種類ごとに必要となる保管容量を算出し、全体として充分な容量を有する保管施設を確保するものとする。特に、生ごみについては、充分な保管容量を確保するとともに、悪臭が周辺に発散することや汚水が流出することを防止するための適切な対策を講じることが必要である。確保すべき保管容量については、大規模小売店舗の所在する地方公共団体の条例等に、確保すべき廃棄物等の保管容量等の基準が定められている場合にあっては、これに従うものとするが、その他の場合にあっては、以下の考え方によるものとする。

「廃棄物等の保管容量（ｍ３）」＝「Ａ：１日当たりの廃棄物等の排出予測量（ｔ）」×「Ｂ：廃棄物等の平均保管日数」÷「Ｃ：廃棄物等の見かけ比重（ｔ／ｍ３）」

　廃棄物等の保管容量　＝(Ａ)　　　　　　　×(Ｂ)　　　　　　　÷(Ｃ)

ただし、廃棄物等の排出量については、店舗の運営方法等によって大きく差異があることから、上記計算式及び以下の各表に示す原単位によることが適当でない場合は、その根拠を示して他の方法で算出することができる。かかる場合には、主たる小売業者が同一であって取扱い品目・規模等が同種の店舗における実績値等を参照し、算出された値を修正することができる。

廃棄物等の排出量に影響を及ぼす事項としては次のようなものが考えられる。

○　紙製廃棄物等

ダンボールを使用しない納入方法（通い箱・リターナブルコンテナ等の使用、ハンガー納品の実施等）を採用する場合には、当該廃棄物等の排出量を減少させることがある。

○　空き缶・空き瓶・ペットボトル等

店頭において空き缶・空き瓶・ペットボトル等を回収している場合には、当該廃棄物等の排出量を増加させることがある。

○　生ごみ等

食品を取扱う店舗において、食品加工場を付設していない場合には、当該廃棄物等の排出量を減少させることがある。

なお、廃棄物等の保管場所が、小売店舗以外の施設から排出される廃棄物等と同一の場所である場合には、設置者は、小売店舗以外の施設からの廃棄物等の排出予測量も考慮して上記計算式により算出した「廃棄物等の保管容量」が確実に確保できるよう措置することが必要である。さらに、廃棄物の減量化やリサイクルの推進に関連する法令等に基づき、大規模小売店舗内の小売業者が廃棄物等の回収を行う場合には、将来的な回収見込み量（廃品の引取りも含む。）をも勘案して適正な保管容量を確保することが必要である。

また、下記の分類以外の廃棄物等の排出が見込まれる場合には、別途、適切な保管容量を確保するものとする。

「廃棄物等の種類」

1)紙製廃棄物等（タンボール等再資源化の可能なものに限る。）

2)金属製廃棄物等（アルミ製、スチール製の缶等を指す。）

3)ガラス製廃棄物等（ガラス製の容器等を指す。）

4)プラスチック製廃棄物等（飲料容器、食料品のトレイ等を指す。）

5)生ごみ等（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）における食品廃棄物等を指す。）

6)その他の可燃性廃棄物等

上記算出式中の各要素（Ａ～Ｃ）については、以下の考え方により算出するものとする。

１　「Ａ：１日当たりの廃棄物等の排出予測量（単位：ｔ）」

廃棄物等の排出量は、取扱品目等から発生が見込まれる廃棄物等の種類ごとに、下記の分類に沿って、原則として以下に示す計算式により、年間の平均的な時点における廃棄物等の排出予測量を算出するものとする。その際の各原単位は以下の表に示す数値を基準とするものとする。ただし、廃棄物等の種類ごとの発生の要因となる取扱品目の取扱量が極めて少ない場合等、特別の事情により、以下に示す数値又は計算式によることが適当でない場合には、既存類似店のデータ等根拠を明確に示し他の方法で算出することができる。

なお、店舗面積が6,000㎡を超える店舗については、店舗面積が6,000㎡以下と店舗面積が6,000㎡超の部分に、それぞれに対応した原単位を使用して算出した数値を合算するものとする。

「１日当たりの廃棄物等の排出予測量(ｔ)」＝「店舗面積当たりの廃棄物等排出量原単位（ｔ／千㎡）」×「店舗面積（単位：千㎡）」

(1)　［店舗面積当たりの廃棄物等排出量原単位］（単位：ｔ／千㎡）　　(Ｄ)　　　　　　　　(Ｅ)

①　紙製廃棄物等（タンボール等再資源化の可能なものに限る。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 店舗面積 | 6000㎡以下の部分の原単位 (Ｄ) | ０．２０８ |
| 6000㎡を超える部分の原単位 (Ｅ) | ０．０１１ |

②　金属製廃棄物等（アルミ製、スチール製の缶等を指す。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 店舗面積 | 6000㎡以下の部分の原単位 (Ｄ) | ０．００７ |
| 6000㎡を超える部分の原単位 (Ｅ) | ０．００３ |

③　ガラス製廃棄物等（ガラス製の容器等を指す。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 店舗面積 | 6000㎡以下の部分の原単位 (Ｄ) | ０．００６ |
| 6000㎡を超える部分の原単位 (Ｅ) | ０．００２ |

④　プラスチック製廃棄物等（飲料容器、食料品のトレイ等を指す。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 店舗面積 | 6000㎡以下の部分の原単位 (Ｄ) | ０．０２０ |
| 6000㎡を超える部分の原単位 (Ｅ) | ０．００３ |

⑤　生ごみ等（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成１２年法律第１１６号）における食品廃棄物等を指す。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 店舗面積 | 6000㎡以下の部分の原単位 (Ｄ) | ０．１６９ |
| 6000㎡を超える部分の原単位 (Ｅ) | ０．０２０ |

|  |
| --- |
| (Ｄ・Ｅ)　０．０５４ |

⑥　その他の可燃性廃棄物等

⑦　店舗面積のうち6,000㎡以下の部分の面積　　(Ｆ)　　　　　千㎡　　⑧店舗面積のうち6,000㎡超の部分の面積　　(Ｇ)　　　　　千㎡

２　「Ｂ：廃棄物等の平均保管日数」

上記Ａで分類した廃棄物等の種類ごとに平均保管日数を算定するものとする。

①　紙製廃棄物等（ダンボール等再資源化の可能なものに限る。）　　(Ｈ)

②　金属製廃棄物等（アルミ製、スチール製の缶等を指す。）　　　　(Ｉ)

③　ガラス製廃棄物等（ガラス製の容器等を指す。）　　　　　　　　(Ｊ)

④　プラスチック製廃棄物等（飲料容器、食料品のトレイ等を指す。）(Ｋ)

⑤　生ごみ等（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成１２年法律第１１６号）における食品廃棄物等を指す。）(Ｌ)

⑥　その他の可燃性廃棄物等　　　　　　　　　　　　　　　　　　(Ｍ)

注）「廃棄物等の平均保管日数」は回収予定頻度から算出する。

３　「Ｃ：廃棄物等の見かけ比重（ｔ／㎥）」

廃棄物等の見かけ比重については、下記の数値を用い、又は、根拠を示して他の数値を用いることとする。その際、以下の点に留意することが必要である。

○ プラスチック製廃棄物等であっても、化粧品のプラスチックボトル等、下記の数値を大きく超える種類もあること。

○ 生ごみ等水分含有率が一定でない廃棄物等について、下記の数値を上下する場合があること。

○ 機器を用いて、廃棄物等を圧縮する場合には、これを勘案することができること。

［参考値］　廃棄物等の比重（単位：ｔ／㎥）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 紙製廃棄物等 |  | 金属製廃棄物等 |  | ガラス製廃棄物等 |  | プラスチック製廃棄物等 |  | 生ごみ等 |  | その他の可燃性廃棄物等 |
| ０．１０ | ０．１０～０．１５ | ０．１０～０．３０ | ０．０１～０．０４ | ０．５５ | ０．３８ |
| （Ｎ） | （Ｏ） | （Ｐ） | （Ｑ） | （Ｒ） | （Ｓ） |

４　廃棄物等の保管容量

①　紙製廃棄物等（タンボール等再資源化の可能なものに限る。）

「Ａ①：１日当たりの廃棄物等の排出予測量（ｔ）」＝(Ｄ)０．２０８×(Ｆ)　　　　　＋(Ｅ)０．０１１×(Ｇ)　　　　　＝Ａ①

「Ｂ①：廃棄物等の平均保管日数」＝(Ｈ)　　　　　＝Ｂ①

「Ｃ①：廃棄物等の見かけ比重（ｔ／㎥）」＝(Ｎ)　　　　　＝Ｃ①

「紙製廃棄物等の保管容量」＝Ａ①　　　　　×Ｂ①　　　　　÷Ｃ①　　　　　＝(Ｔ)

②　金属製廃棄物等（アルミ製、スチール製の缶等を指す。）

「Ａ②：１日当たりの廃棄物等の排出予測量（ｔ）」＝(Ｄ)０．００７×(Ｆ)　　　　　＋(Ｅ)０．００３×(Ｇ)　　　　　＝Ａ②

「Ｂ②：廃棄物等の平均保管日数」＝(Ｉ)　　　　　＝Ｂ②

「Ｃ②：廃棄物等の見かけ比重（ｔ／㎥）」＝(Ｏ)　　　　　＝Ｃ②

「金属製廃棄物等の保管容量」＝Ａ②　　　　　×Ｂ②　　　　　÷Ｃ②　　　　　＝(Ｕ)

③　ガラス製廃棄物等（ガラス製の容器等を指す。）

「Ａ③：１日当たりの廃棄物等の排出予測量（ｔ）」＝(Ｄ)０．００６×(Ｆ)　　　　　＋(Ｅ)０．００２×(Ｇ)　　　　　＝Ａ③

「Ｂ③：廃棄物等の平均保管日数」＝(Ｊ)　　　　　＝Ｂ③

「Ｃ③：廃棄物等の見かけ比重（ｔ／㎥）」＝(Ｐ)　　　　　＝Ｃ③

「ガラス製廃棄物等の保管容量」＝Ａ③　　　　　×Ｂ③　　　　　÷Ｃ③　　　　　＝(Ｖ)

④　プラスチック製廃棄物等（飲料容器、食料品のトレイ等を指す。）

「Ａ④：１日当たりの廃棄物等の排出予測量（ｔ）」＝(Ｄ)０．０２０×(Ｆ)　　　　　＋(Ｅ)０．００３×(Ｇ)　　　　　＝Ａ④

「Ｂ④：廃棄物等の平均保管日数」＝(Ｋ)　　　　　＝Ｂ④

「Ｃ④：廃棄物等の見かけ比重（ｔ／㎥）」＝(Ｑ)　　　　　＝Ｃ④

「プラスチック製廃棄物等の保管容量」＝Ａ④　　　　　×Ｂ④　　　　　÷Ｃ④　　　　　＝(Ｗ)

⑤　生ごみ等（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成１２年法律第１１６号）における食品廃棄物等を指す。）

「Ａ⑤：１日当たりの廃棄物等の排出予測量（ｔ）」＝(Ｄ)０．１６９×(Ｆ)　　　　　＋(Ｅ)０．０２０×(Ｇ)　　　　　＝Ａ⑤

「Ｂ⑤：廃棄物等の平均保管日数」＝(Ｌ)　　　　　＝Ｂ⑤

「Ｃ⑤：廃棄物等の見かけ比重（ｔ／㎥）」＝(Ｒ)　　　　　＝Ｃ⑤

「生ごみ等の保管容量」＝Ａ⑤　　　　　×Ｂ⑤　　　　　÷Ｃ⑤　　　　　＝(Ｘ)

⑥　その他の可燃性廃棄物等

「Ａ⑥：１日当たりの廃棄物等の排出予測量（ｔ）」＝(Ｄ)０．０５４×(Ｆ)　　　　　＋(Ｅ)０．０５４×(Ｇ)　　　　　＝Ａ⑥

「Ｂ⑥：廃棄物等の平均保管日数」＝(Ｍ)　　　　　＝Ｂ⑥

「Ｃ⑥：廃棄物等の見かけ比重（ｔ／㎥）」＝(Ｓ)　　　　　＝Ｃ⑥

「その他の可燃性廃棄物等の保管容量」＝Ａ⑥　　　　　×Ｂ⑥　　　　　÷Ｃ⑥　　　　　＝(Ｙ)

「廃棄物等の保管容量（㎥）」＝(Ｔ)　　　　　＋(Ｕ)　　　　　＋(Ｖ)　　　　　＋(Ｗ)　　　　　＋(Ｘ)　　　　　＋(Ｙ)

＝　　　　　㎥